

組合員の声をJA活動に反映



5月30日開催の第12回通常総代会の前段として、4月20日から28日まで管内7会場で、地区別座談会を開催しました。組合員381人が参加。JA事業に関する貴重なご意見やご要望をいただきました。

今号の特集では、各会場でのご意見・ご要望（質疑件数36件）の中から一部を抜粋してご紹介いたします。

営農関連

Q 毎年のことであるが、収穫時、カントリーエレベーターへの搬入に時間がかかりすぎる。待ち時間の短縮に工夫をしているJAもある。なぜ工夫を図らないのか？

A ピーク時には、カントリーエレベーターで長時間お待ちいただいていることは把握しています。他JAでは、パレット等に載せて計量していると聞いています。休日に搬入が集中することを避けるため、

平日のカントリーエレベーター利用料を考慮するなど、精米所の跡地の活用も含めた中で、全体的に混雑が和らぐ工夫を考えていきます。

Q ファミリーマーケットへの米の販売について、当JA単独なのか？それとも全農を通じての販売なのか？また、全農へ販売委託をした中から買戻し、当JAの独自販売ルートで契約しているのか？加えて、手数料には当JAへのメリットはあるのか？

平日のカントリーエレベーター利用料を考慮するなど、精米所の跡地の活用も含めた中で、全体的に混雑が和らぐ工夫を考えていきます。

A 全農へ販売委託した中から、ファミリーマーケットへ販売しています。当JA独自ではありません。理由としては、当JA単独では量的に不足しますので、魚沼米全体での販売で対応しています。

平日のカントリーエレベーター利用料を考慮するなど、精米所の跡地の活用も含めた中で、全体的に混雑が和らぐ工夫を考えていきます。

Q 米の新潟県認証と当JAで販売している直販分の面積、高温障害に耐性のある品種の取り組み状況を確認したい。

A 新潟県認証の作付けについては、昨年度は45%でした。本年度は8

〇〇パーで49%となります。

新品種については、29年度からの一般作付として話が出ていますが、細部についてはこれからと聞いています。コシヒカリよりも1週間ほど刈取りが遅く、粒が大きめで収量はコシヒカリ並みと言われています。今後は販売戦略を踏まえながら展開していくと思われます。JA直販米は約2万俵です。コシヒカリ10万俵中92%がJA独自認証を含んだ特別栽培米となっています。

Q 肥料農薬の注文書の説明会を農区単位で実施してほしい。

A 農区で説明会の要望があれば、出向いて説明会を開催させていただきます。

Q 今、経費を削減できる一つのポイントは年貢だと考える。色々な条件の貸借契約があると思うが、JAとして立ち入って

指導する予定はないのか？

A 小千谷市農業活性化協議会の中で市が踏み込んで農地集積等をすすめています。JAとしては行政を含め、一体となって取り組んでいきたいと考えます。

Q 米価の下落等により販売が非常に厳しい内容である。今後さらに主食用米の価格が下がると予想されるが、40%の減反政策やTPP問題等がある中で、当JAとしての戦略、考え方を聞かせてほしい。

A 現状はその通りだと思います。TPP問題は、国会決議を順守するための運動に取り組んでいきます。米価については、再生産が可能な価格の維持が大切だと考えています。そのような運動を展開していきたいと考えます。

Q 専業農家と第一種兼業農家の高齢化が進み、将来はないと考えてい

る。明々の展望がない中で、担い手を育成することは非常に厳しいことだと思う。

JAとしての考えを聞かせてほしい。

A 農地の維持を担い手のできるのか、集落當農でできるのか、JAが直接参入していくのか、考えなければならぬと思います。JAでは稲作十園芸の取り組みを推進していますが、今後、地域とJAが一緒になって課題に取り組んでいかなければならぬと考えます。

Q JA越後おぢやブランドの確立は何か？具体的な内容を聞かせてほしい。

A 5割減減米に園芸作物を含めた中で、JA越後おぢやブランドとして販売を強化していきます。当JAの名前を広く知っていただくことが土壌であり、将来的には「こだわり米」も目指していきたいと考えています。

Q 小千谷市内のJA米集荷率はどのくらいあるのか？そのうちJAの独自販売はどのくらいあるのか？

A 小千谷産米の約92%がJA集荷で、約8%が市内外の業者となっています。大半が全農経由での販売となります。JA独自の販売は2割ほどです。

Q 固定資産取得計画で、第2カントリーエレベーターと片貝カントリーエレベーターの色彩選別機の予定価格が2倍くらい違う。なぜなのか？また、固定資産取得計画で、精米施設と第1カントリーエレベーター集塵棟の資金調達方法が自己資金となっているのか？

A 当初第2カントリーエレベーターも片貝カントリーエレベーターと同じ予定価格でしたが、第2カントリーエレベーターは26年度中の補助事業とな

り入札の結果、予定価格の半額近くになりました。二つの施設を一つにして効率を上げる等であれば、補助事業の対象となる可能性があります。ありますが、修理するだけでは補助事業の対象となりません。

Q 小千谷米作付支援の説明で、10⁷あたりの千円ということであるが、生産調整を守っている人も守っていない人も変わりのないのか？

A 10⁷あたり千円で、生産調整を100%達成した方に限ります。

Q JAでは数年前から米の出荷に際して食味検査を行っているが、その結果を各農家は参考にしている。個人でも少し細かく検査をしたい時は、JAにサンプルを持ち込めば対応してもらえるのか？また、その時の検査は有料なのか？

A JAでは数年前から米の出荷に際して食味検査を行っているが、その結果を各農家は参考にしている。個人でも少し細かく検査をしたい時は、JAにサンプルを持ち込めば対応してもらえるのか？また、その時の検査は有料なのか？



A 食味分析計は上ノ山南部、片貝の倉庫に設置してあります。個人で米を持ってきていただければ、食味分析を行い、指導員から説明させていただきます。これにつきましては無料です。米を一合程度お持ちいただき、その中から抽出して食味分析を行います。

金融・共済・その他関連

Q 剰余金処分案の事業分量配当で、定期貯金平均残高100万円に対して350円とあるが、今の低金利時代では大変すばらしいことだと思う。組合員や一般の方に話してもよいのか？

A 事業分量配当につきましては、総代会で承認された後であれば、どなたに話をされても差し支えありません。

Q 当JAの准組合員の定義を聞かせてほしい。

い。また、正組合員の資格が喪失しているにもかかわらず総代として任期を果たしている現実があり、適正・適格な資格者が経営参画するべきではないのか？

A 正組合員資格は定款で10^ア以上の土地を耕作する農業を営む者、1年のうち90日以上農業に従事する者（いずれも個人の場合）と定められています。なお資格変更は自主申告を基本とし、賦課金調書で毎年確認をしています。准組合員は事業利用が目的で経営参画の資格はありませんので、准組合員が総代になることはありません。

Q 自己資本における准組合員が占める割合、その利用状況、JA改革にかかる准組合員利用頻度への対応について聞かせてほしい。

A 正・准組合員数はほぼ同じ割合となっています。現在、規制を受けているのは員外の利用につ

いてであり、行政庁への員外利用率の報告が必要となっています。正・准組合員は組合員として一括りになっています。政府の農協改革における准組合員の利用量制限につきましては、5年後の再検証となっており、その中で准組合員利用への対応が決まってくると思います。猶予が与えられた経過は、過去に農業者の組織として発足したJAが、現在は地域のJAとして理解を得ながら准組合員と深くかわっているからです。

Q ATMについて、紙幣だけでなく硬貨も使えるようにしてほしい。
A ご意見として参考にさせていただきます。